

**備考**

《平成29年度公開プロセス対象事業》

・平成28年度レビューシート番号：0051、公開プロセスの結果：事業内容の一部改善

○外部有識者の所見及び対応状況：

（事業内容・成果について）

1. 「放射線監視等交付金」について、全額国が負担し、国が求める水準を達成すべく監視業務を各地方公共団体が行うとは言いつつも、各地方公共団体の監視設備の状況にはばらつきがある。リスクマネジメントの観点から、国として本事業を執行する上で満たすべき水準を明確にした上で、耐震化、電源・通信の多重化、代替拠点の確保等に係る目標設定や工程表を策定し、計画的に取り組むべき（成果指標にもできるのではないか）。

【対応状況】

・モニタリングに係る設備機器の耐震化については、平成28年7月に、その基準や確認方法等についてガイドラインを定め、各地方自治体へ周知済。

・テレメータシステムの中央監視局装置については、平成28年度末までに対応済。

・中央監視局装置以外の設備については、耐震性が必要なものについて適宜対応中。

・電源・通信の多重化については、整備の方針について、平成28年4月に各地方自治体宛に事務連絡を発出したところ。各地方自治体の整備状況について、工程管理を行う。

・代替拠点については、既存施設の活用も含め、その具体化を図る。

2. 「放射線監視等交付金」について、国の関与が強く、実態として内容は委託に近いのではないか。防災の観点で考えると自治体の責務となるが、責任主体を国として委託に変更することも検討できるのではないか。

【対応状況】

原子力防災対策は、災害対策基本法に基づき作成された防災基本計画により定められた、国、地方自治体、公共機関等のそれぞれが果たすべき役割分担に従って実施されるものであり、地方自治体は、地域防災計画の作成、見直しを行い、具体的な原子力防災対策を推進している。

防災基本計画において、地方自治体は、緊急時における周辺環境への影響の評価に資するため、平常時モニタリングを適切に実施することとされており、放射線監視等交付金の事業について、責任主体を国として委託に変更することは適切ではないものとする。

3. 両事業の対象となる地方公共団体においては、2つのデータシステムが併存するなど、重複による非効率があるのではないか。両事業を合わせて効率的に運用できるような工夫を考えるべき。

**【対応状況】**

両事業で得られた測定結果のデータベースの一元化は原子力規制庁の Web サイトで対応済。

4. 両事業について、膨大なデータの蓄積をさらに活用できないか。国民の安全・安心に資する観点から、データのさらなる有効活用を図れないか。

**【対応状況】**

これまでも収集したデータについては、Web サイトにおいて各種グラフ表示、地図上での結果表示などに加工してより理解がしやすいように提供している。また、データの有効活用が可能なように CSV 形式のデータについても Web サイトで提供してきたところ。

5. 両事業の資金の流れについて、各地方公共団体から先が不明確である。国民への説明責任の観点から、各地方公共団体がどのように支出しているのか、調達方法（競争入札、随意契約等）などの資金の流れを明確にすべき。

**【対応状況】**

・両事業とも、地方自治体による調達については、各地方自治体の基準に基づき、公表が行われているところ。ご指摘を踏まえ、行政事業レビューシートに調達方法（競争入札、随意契約等）別の資金を記載し、原子力規制庁の Web サイトに掲載した。

**【財務省執行状況調査】**

○財務省からの指摘事項：

1. 計画性の観点

・各自治体の整備計画について、適切な整備基準を策定し、資機材等の必要数が適切な水準となっているかチェックすべき。

2. 当該基準については、避難計画等を実行するために真に必要な数量が算定されるよう、内閣府・規制庁を中心として、具体的かつ定量的なものを策定すべき。

(対応方針)

規制庁では、平成 30 年 4 月 4 日に「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）(<http://www.nsr.go.jp/activity/monitoring/heijouji.html>)」を策定し、平常時の放射線のモニタリングに最低限必要な実施内容を示しているが、当該資料に資機材の具体的な必要数にかかる記載は無い。

そのため、今後、平成 30 年度内に適正な整備基準を策定することとする。

3. そもそも整備計画自体がない自治体においては、早急に同計画を策定することが必要。

(対応方針)

各自治体が交付金を申請する際、交付金事業実施計画書を提出させており、放射線監視等交付金交付規則第六条第一項第一号より、施設等整備の全体計画を申告させており、こ

れが「整備計画」と考えている。

今後、平成30年度内に策定する基準を踏まえつつ、適切な計画が策定されるよう引き続き自治体を指導していくこととする。

4. 毎年多くの自治体で調達されている定番の資機材等については、スケールメリットを働かせ、調達単価を抑えるため、一括調達などの仕組みを導入すべき。

(対応方針)

平常時モニタリングに用いる資機材については、ゲルマニウム検出器やモニタリングポストなど基本的には「定番メニュー」は対象となっておらず、概ね購入数量が全国で数台から十数台程度と少量であり、更新時期も異なるため、一括調達を行うスケールメリットがない。そのため、調達単価を抑えるにあたっては、各自治体が調達する際、他道府県の調達単価を参考にするなど、適正な単価での調達を行うよう指導したい。

5. 整備した資機材等について、どこにどれだけあるのか、適切な台帳管理を行い、住民に積極的な情報提供を行うことが重要。

6. 当該台帳については、内閣府・規制庁を中心として、消耗品を含め統一した管理基準を設けるべき。

(対応方針)

3. の回答で示した計画書の中において、監視等交付金で購入した既存の施設整備を報告することとなっており、それにより資機材の管理をしているところ。

規制庁としては、平成30年度以内に当該計画書に記載する金額の基準を策定し、これをもって管理しつつ、当該計画書に基づく管理の徹底を道府県に求めていく。

なお、道府県が作成する資産台帳については、道府県の基準に基づき適正に管理することを求めていきたい。